

社会福祉法人清心会 費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、評議員、理事(監事を含む)、評議員選任・解任委員に支弁する費用弁償を定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第2条 理事長が招集する評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会及び研修会等に出席した場合には、費用弁償を支給する。

(費用弁償の種類)

第3条 費用弁償の種類は、鉄道運賃、車賃とする。

(鉄道および車賃)

第4条 鉄道運賃および車賃は、出発地より現地までを実費額により支給する。

2 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会開催の場合、開催地より1km 以上は交通費として5,000円、5km以上は交通費として10,000円を支給することができる。

附則

1. この規定は平成29年4月1日から施行する。